

河内長野市国際化・多文化共生ビジョン
答 申（素案）

令和元年 1 2 月

河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会

目次

はじめに	1
第1章 策定にあたって	2
1. 趣旨	
2. 位置づけ	
第2章 河内長野市の現状	4
1. 外国籍を有する市民の現状	
第3章 これまでの取り組みと課題	9
1. 主な国・府の動き	
2. 取り組み状況と今後の課題	
第4章 ビジョンのめざす姿と基本方針	12
1. めざす姿	
2. 基本方針	
3. 重点テーマ	
第5章 多文化共生社会の構築に向けた取り組みの方向性	15
1. 基本方針 1 国際化に対応できる人材育成	
2. 基本方針 2 幅広い国際交流の推進	
3. 基本方針 3 多文化共生のまちづくり	
第6章 ビジョンの推進にむけて	25
1. ビジョンの推進体制	
2. PDCAサイクルによる進行管理	
3. 河内長野市国際交流協会（KIFA）について	
おわりに	28

はじめに

...

第1章 策定にあたって

1. 趣旨

国は、昭和62年(1987年)3月に、社会・経済全般にわたって国際化が進展したことにもなつて、地方自治体が国際交流施策を策定・展開するための指針として、「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」を策定しました。

そして、平成18年(2006年)3月には、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、外国人市民を生活者・地域住民として認識のうえ、地域において必要とされる具体的取り組みを提言した、有識者や行政担当者などで構成する「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書を公表しました。これと同時に、地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定参考資料として「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。その後も、様々な課題に応じた多文化共生に関する意見や研究の成果が報告書として取りまとめられています。

一方で、平成30年(2018年)12月に、国は日本の社会構造の変化に対応し、多くの外国人材を適正に受入れ、共生社会の実現を図るため、外国人の在留資格の見直しを行いました。

さらに、観光立国の取り組みや2020年東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした国際的大型イベントの開催などにより、訪日外国人旅行者数は平成24年(2012年)以降大きく増加しています。

このような状況において、本市ではこれまでの国際化施策計画の基本方針を引き継ぎ、その後の社会・経済状況の変化や国の提言等をふまえつつ、新たな課題やニーズに対応した多文化共生のまちづくりを推進するため、「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」(以下、「本ビジョン」という。)を策定することにしました。

2. 位置づけ

本市においては、昭和63年(1988年)8月に河内長野市国際化推進市民懇談会が設立され、平成元年(1989年)8月に「河内長野市の国際化推進に関する提言」を受け、平成2年(1990年)2月に、「地域の特性・個性にふさわしい国際交流の推進」をはじめとする4つの基本方針と4つの施策体系をもつ「河内長野市国際化施策計画(以下、「国際化施策計画」という。))」を策定しました。

また、平成4年(1992年)2月には、「市民の国際感覚を育て、市民外交の充実・発展を図り、もって国際親善の促進と世界平和に貢献すること」を目的に本市の外郭団体として河内長野市国際交流協会(以下、「KIFA」という。)が設立されました。

そして、本市においては、この国際化施策計画に基づき、主にK I F Aと連携・協力し、国際化のための人材育成と国際交流を中心とした施策を展開してきたところです。

しかし、国の多文化共生プランも策定から10年を経て、当初打ち出した4つの柱（コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生の推進体制の整備）に、グローバル化を生かして地域の活性化につなげることが求められるようになってきたことも鑑み、本市の特性を活かした多文化共生の指針として、本ビジョンを策定することとしました。

なお、本ビジョンは、「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」を将来の都市像とする「河内長野市第5次総合計画」や「国際化施策計画」の成果と課題をふまえ、これを引き継ぎ、本市らしい多文化共生のまちづくりを総合的に推進していくものです。

■河内長野市国際化施策計画

4つの基本方針

- ・本市の特性・個性をよく見極め、河内長野市にふさわしい国際化の方策を考える。
- ・特定の国に限らず、全ての国々を友好の対象として捉える。
- ・本来の担い手はあくまで地域の草の根市民交流である。行政はそれをバックアップし、積極的な交流基盤の整備を進める。
- ・身近なことから少しずつ、着実に国際化を実現していく。

4つの施策体系

- ・地球的規模の視野を持つ人づくり
- ・派遣や受け入れをスムーズにする組織・体制づくり
- ・住民にも訪問者にも魅力のあるまちづくり
- ・地域の特性・個性にふさわしい国際交流の推進

■河内長野市第5次総合計画との関係

河内長野市第5次総合計画

- 市の将来都市像
「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」
 - 基本目標2 「育み・学び・思いやり」の質の高いまち
 - 分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進
施策No.20 多文化共生と国際交流の推進

河内長野市
国際化施策計画



河内長野市
国際化・多文化共生ビジョン

第2章 河内長野市の現状

1. 外国籍を有する市民の現状

(1) 外国籍を有する市民の人口と世帯数

日本において、外国籍を有する住民（在留外国人）は、平成30年（2018年）12月末現在、273万1,093人（法務省在留外国人統計）で、日本の総人口1億2,643万5千人（総務省統計局「平成30年12月1日現在の人口推計」）の約2.16%にあたります。

本市において、平成31年（2019年）3月末現在、住民基本台帳に登録された外国籍を有する市民は592人で、同時期の本市の全人口105,377人に占める割合は約0.56%であり、本市は大阪府内（町村を除く）の都市では一番低くなっています。

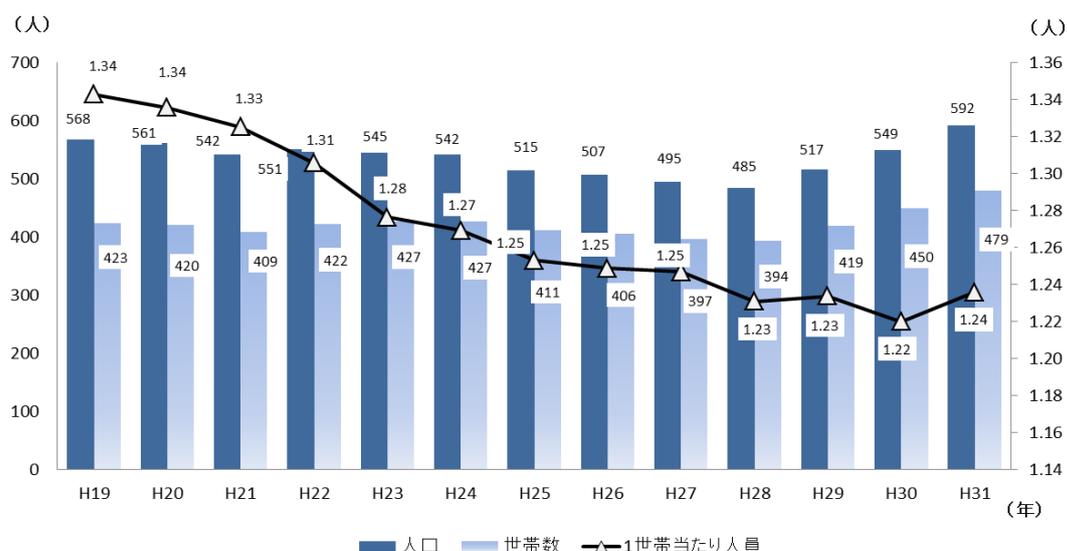
また、外国籍を有する市民を含む世帯については479世帯で、市内全世帯47,409世帯の約1.01%となっています。

一方、外国籍を有する市民の人口と世帯数の推移をみると、人口はこれまで、平成19年（2007年）に最も多い568人（全人口比約0.48%）を数え、その後は緩やかな減少傾向が続いていましたが、近年は増加に転じ、平成31年（2019年）の人口は過去最多となっています。

また、世帯数は平成23・24年（2011・2012年）をピークに減少していましたが、人口とともに増加に転じ、平成31年（2019年）は過去最多となっています。

このような変化の中で、1世帯当たり人員は減少してきましたが、最近では1.2人付近で推移しています。

■外国籍を有する市民の人口と世帯数の推移



資料：河内長野市資料（各年3月末現在）

(2) 外国籍を有する市民の国籍別・在留資格別状況

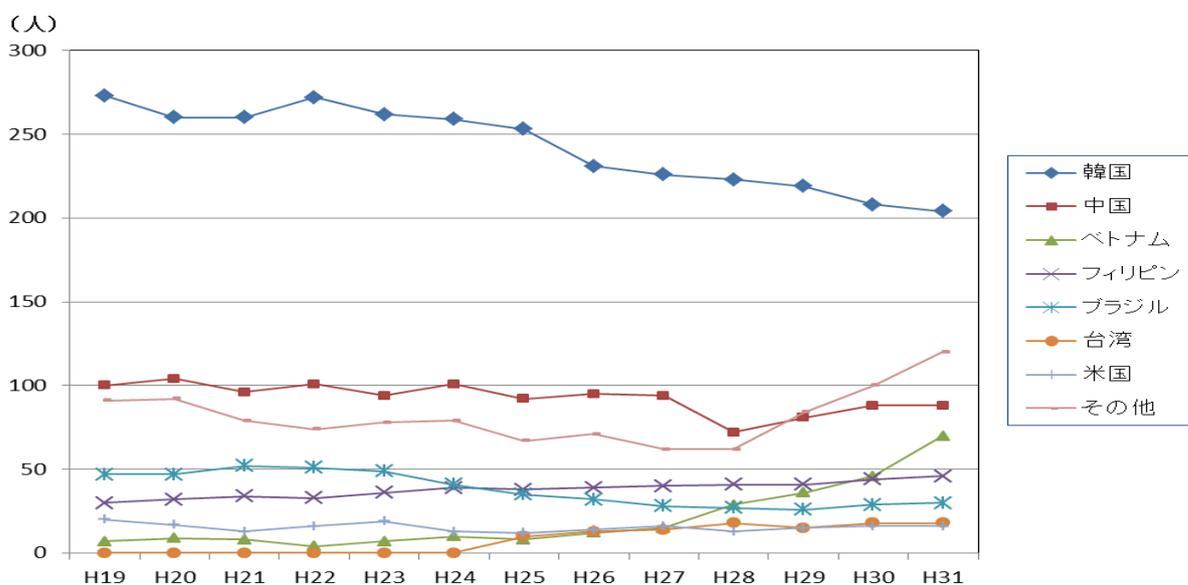
本市における外国籍を有する市民の国籍の数は、平成 31 年（2019 年）3 月末現在で、34 カ国に及んでいます。

国籍・地域別にみると、韓国が最も多く、外国籍を有する市民全体の約 34.5% を占めていますが、経年的に減少の傾向にあります。これに次いで、中国 が約 14.9% と多くみられ、平成 28 年（2016 年）にやや減少したものの、その後は増加しています。

以下、ベトナム（約 11.8%）、フィリピン（約 7.8%）、ブラジル（約 5.1%）の順となっています。

また、在留資格別に外国籍を有する市民の割合をみると、永住者が約 30.6% と最も多く、次いで特別永住者（約 29.1）、技能実習（約 10.6%）となっています。

■外国籍を有する市民の国籍別推移



(人)

国	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
韓国	273	260	260	272	262	259	253	231	226	223	219	208	204
中国	100	104	96	101	94	101	92	95	94	72	81	88	88
ベトナム	7	9	8	4	7	10	8	12	15	29	36	46	70
フィリピン	30	32	34	33	36	39	38	39	40	41	41	44	46
ブラジル	47	47	52	51	49	41	35	32	28	27	26	29	30
台湾	0	0	0	0	0	0	10	13	14	18	15	18	18
米国	20	17	13	16	19	13	12	14	16	13	15	16	16
その他	91	92	79	74	78	79	67	71	62	62	84	100	120
合計	568	561	542	551	545	542	515	507	495	485	517	549	592

資料：河内長野市資料(各年 3 月末現在)

■外国籍を有する市民の国籍別割合の推移

(%)

国	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
韓国	48.1	46.3	48.0	49.4	48.1	47.8	49.1	45.6	45.7	46.0	42.4	37.9	34.5
中国	17.6	18.5	17.7	18.3	17.2	18.6	17.9	18.7	19.0	14.8	15.7	16.0	14.9
ベトナム	1.2	1.6	1.5	0.7	1.3	1.8	1.6	2.4	3.0	6.0	7.0	8.4	11.8
フィリピン	5.3	5.7	6.3	6.0	6.6	7.2	7.4	7.7	8.1	8.5	7.9	8.0	7.8
ブラジル	8.3	8.4	9.6	9.3	9.0	7.6	6.8	6.3	5.7	5.6	5.0	5.3	5.1
台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	2.6	2.8	3.7	2.9	3.3	3.0
米国	3.5	3.0	2.4	2.9	3.5	2.4	2.3	2.8	3.2	2.7	2.9	2.9	2.7
その他	16.0	16.4	14.6	13.4	14.3	14.6	13.0	14.0	12.5	12.8	16.2	18.2	20.3

資料：河内長野市資料(各年3月末現在)

■在留資格について

在 留 資 格 一 覧 表

就労が認められる在留資格(活動制限あり)		身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)	
在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、行先等及びその家族	永住者	永住許可を受けた者
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
教授	大学教授等	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
芸術	作曲家、画家、作家等	定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等		
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等		
高度専門職	ポイント制による高度人材		
経営・管理	企業等の経営者、管理者等		
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等		
医療	医師、歯科医師、看護師等		
研究	政府関係機関や企業等の研究者等		
教育	高等教育、中学校等の語学教師等		
技術・人文知識・国際業務	機械工学当の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等		
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者		
介護	介護福祉士		
興業	俳優、歌手、プロスポーツ選手等		
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等		
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の各業務従事者等		
技能実習	技能実習生		

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格(注3)	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客・会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

(注1) 平成31年4月1日から
(注2) 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、校風、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
(注3) 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

資料：出入国在留管理庁資料より抜粋

■特別永住者について

1991年(平成3年)11月1日に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」に定められた在留資格を有する者を、特別永住者といいます。

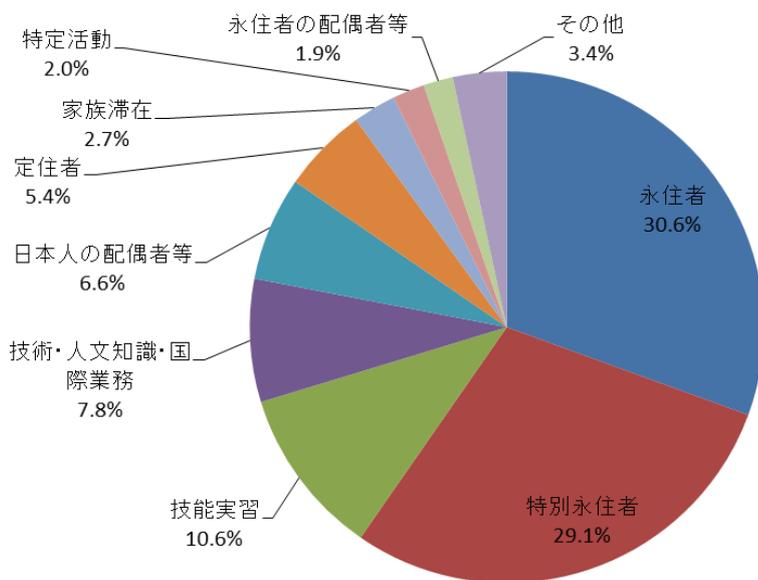
第二次世界大戦中に、日本の占領下で日本国民とされた在日韓国人・朝鮮人・台湾人

たちが、敗戦後、1952年のサンフランシスコ平和条約で朝鮮半島・台湾などが日本の領土でなくなったことにより、日本国籍を離脱しました。

その在日朝鮮人・韓国人・台湾人とその子孫について、日本への定住などを考慮したうえで、永住を許可したのが、特別永住権です。

特別永住者証明書の交付申請をして法務大臣から許可された人を、特別永住者といいます。

■外国籍を有する市民の在留資格別の割合



資料：河内長野市資料(平成31年3月末現在)

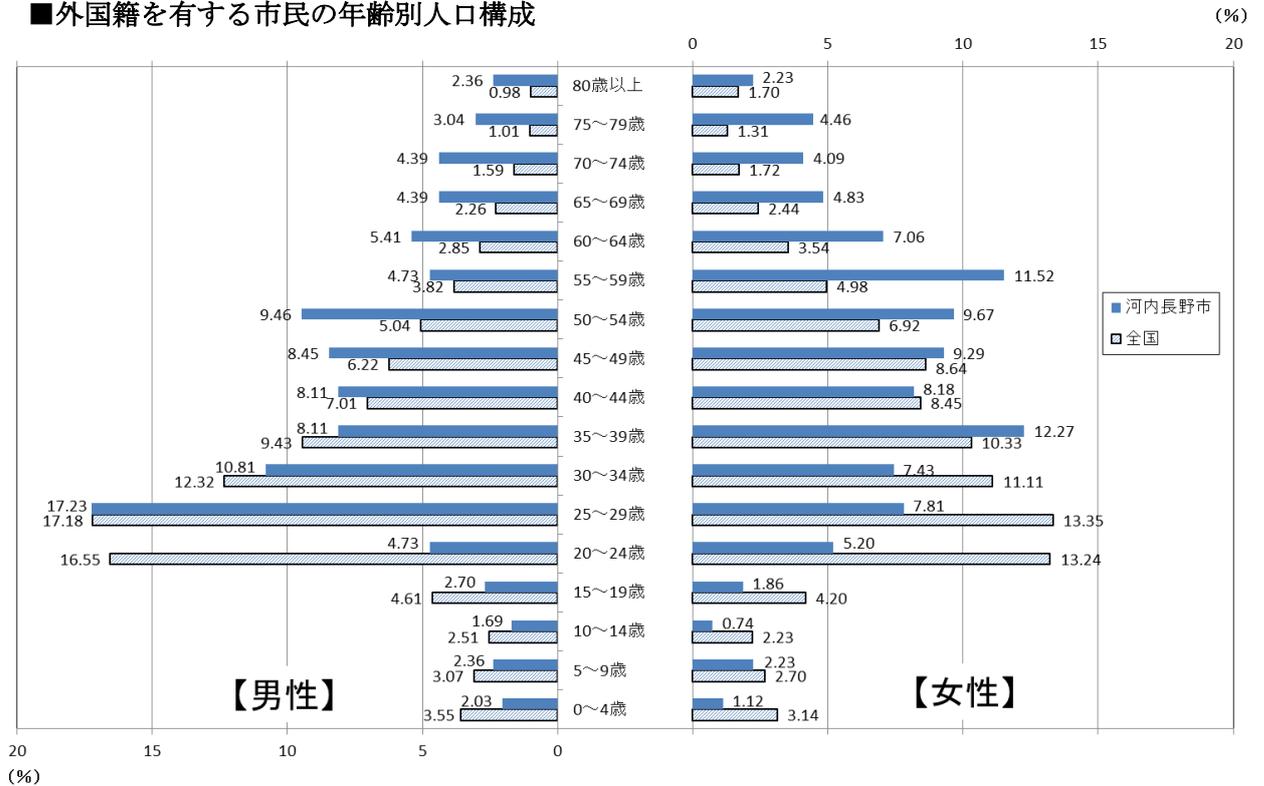
(3) 外国籍を有する市民の年齢別人口構成

年齢別では、平成30年(2018年)6月末現在、0歳から14歳までの年少人口が外国籍を有する市民全体の約5.1%、15歳から64歳までの生産年齢人口が約80.0%、65歳以上の高齢人口が約14.9%となっています。

一方、市民全体では、同時期の高齢人口の割合が約33.2%で、外国籍を有する市民の方が約18%低くなっています。

本市の外国籍を有する市民の年齢別構成は、全国と比べると年齢構成の分布が異なっており、全国では男女とも20歳代後半が年齢別人口のピークであるのに対して、本市では、男性のピークは全国と同じですが、20歳代前半以下の割合が低く、女性のピークは30歳代後半で、それ以下の割合が低くなっています。また、本市では、40歳代後半から65歳以上の壮年期、高齢期の割合も比較的高くなっています。

■外国籍を有する市民の年齢別人口構成



資料：河内長野市資料(平成30年6月末現在)

(4) 外国人市民について

本市で暮らす人には、外国籍を有する人や、日本国籍を取得している外国出身の人、中国帰国者、両親またはそのどちらかが外国籍を有する人、海外での長期に渡る滞在生活後に帰国した人など、様々な背景を持つ人がいます。

このような人々の数は、外国籍を有する市民の数よりも多くなります。

よって、本市では外国に対する様々な背景や事情を広く捉え、そのような人々も、共に暮らし、地域社会において支え合っていくパートナーであると考え、本ビジョンにおいては、「外国人市民」という表現を使用していきます。

第3章 これまでの取り組みと課題

1. 主な国・府の動き

日本で暮らす外国人は、歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く住んでいますが、近年では中国をはじめアジアや南米の国々から多くの人々が来日し、平成20年(2008年)の世界経済危機の際には一時的に減少したものの、平成25年(2013年)には再び増加し、急速に、多国籍化が進んでいます。また、日本国内での永住許可や日本国籍を取得する人が増え、定住化が進むほか、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々が増えています。

こうしたなか、国は、前述の「地域における多文化共生推進プラン」の策定以降も、平成19年(2007年)3月に、防災ネットワークや外国人市民への行政サービスの的確な提供のあり方の検討を行い、必要とされる取り組みについて提言した「多文化共生研究会」の報告書を公表しました。平成22年(2010年)3月と平成23年(2011年)3月には、地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた課題や、地方公共団体における多文化共生施策の企画・立案、推進のための情報提供など、地方公共団体の取り組みを支援するため、有識者と行政担当者などによる「多文化共生の推進に関する意見交換会」の報告書、平成24年(2012年)12月には、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取り組み事例の把握および課題の解決方法を検討し、今後のさらなる多文化共生の取り組みを促進するための「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書が相次いで公表しました。さらに、平成29年(2017年)3月には、「地域における多文化共生推進プラン」から10年が経過することから、この間の様々な状況の変化も踏まえつつ、「多文化共生事例集」を公表しました。

加えて、平成28年(2016年)6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」の施行、平成30年(2018年)12月には、平成31年(2019年)4月から施行される新たな在留資格を踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組みを、政府一丸となって、より強力かつ包括的に推進していく観点から「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を公表し、平成31年(2019年)6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

また、大阪府においても、平成4年(1992年)5月に、大阪が持つ国際機能の一層の向上を図り、世界都市として大きく発展するため、国際交流の分野で府自ら率先して取り組むべき課題や、府民や関係機関との協力のあり方等を明らかにした「大阪府国際化推進基本方針」を策定し、このなかで「国籍や民族を問わずすべての人々が、同じ人間として尊重し合い、違いを認め合って共生していく地域社会づくり」の推進を図るとともに、平成14年(2002年)12月には、「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、共に暮らすことのできる共生社会の実現」に向けて在日外国人施策を推進するため「大阪府在日外国人施策に関する指針」を策定しています。

2. 取り組み状況と今後の課題

これまでの取り組みを総括すると、本市においては市民に支えられた、多様で活発な国際交流活動の蓄積があるが、多文化共生については、一部の先進的な取り組み（多言語進路ガイダンス等）がなされてきたものの、より幅広い分野にかかわる多文化共生施策を企画・実施していく余地を残している状況にあります。

これまで、「国際化施策計画」に基づきK I F Aと連携して行ってきた様々な取り組みについて、当該計画に位置づけられた4つの施策に沿って以下に整理します。

(1) 地球的規模の視野を持つ人づくり

本市では、大阪府教育庁・南河内ブロック（6市2町1村の各教育委員会とK I F Aや他市の国際交流団体）との連携による多言語進路ガイダンスの実施や国際理解学習の実施、地域に住んでいる外国人市民と交流し、外国語・外国文化を学ぶ機会など、子どもたち自らが民族と文化に誇りを持つとともに、外国の文化を正しく認識し、共に学び合う教育環境の整備に努めてきました。

子どもたちが母語や母国の文化を学び、自己のルーツを肯定することは、本人の誇りやアイデンティティの確立につながるため、今後も母語の保障や母国の文化に触れる機会をサポートする仕組みづくりを図っていくことが求められます。

また、外国人市民との交流イベント、ホームステイの受け入れなどにより実際に異文化交流を進めることは、英語をはじめとした語学教育の機会を充実させることと併せて、地球的規模の視野を持つ人づくりには不可欠と言えます。

(2) 派遣や受け入れをスムーズにする組織・体制づくり

本市の国際化・多文化共生施策の重要な担い手であるK I F Aを中心として、行政や関係機関・団体と連携し、国際交流や国際協力、多文化共生を進めるための取り組みを推進してきました。そして、ホームステイの受け入れや、日本語サロンによる日本語支援、相談、通訳派遣などを行ってきました。

今後は、より一層幅広い市民主体の活動を推進するとともに、災害等の緊急時における多言語による支援や、市役所、病院、学校等、生活のさまざまな場面で求められる通訳・相談の体制、地域住民の協力を得るための仕組みづくりを進め、生活支援や就労支援を図ることにより定住促進につなげる必要があります。

そのために、本市を中心とした新たな体制のもと、平成14年(2002年)4月に市民交流センター機能の1つとして設けられた「国際交流センター」が、本市の国際化・多文化共生の拠点となるよう、K I F Aと協力していくことが必要となります。

■国際交流センターとは

本市の国際交流センターは、平成14年（2002年）4月に開設した市民交流センター（キックス）機能の一つとして設置され、市民や各種団体等の交流の場、情報交換の場として、K I F Aの自主的な運営により本市の国際交流の活動拠点となってきました。また、近年は、各地で在留外国人が増加し、地域で受け入れるための環境づくりが必要となってきているため、K I F Aでも多文化共生事業に重点を移した事業展開を行っています。

一方で、K I F Aが国際交流センター機能を担い、多文化共生のための業務を一層拡充していくには、法令や制度、技術などの専門性が必要となる場合や、ボランティア組織としての責任の限界などの問題があります。

今後は、本市とこのような課題を解決しながら協働していくことが必要となります。

(3) 住民にも訪問者にも魅力のあるまちづくり

生活に必要な情報として、ごみの出し方等の市政情報について、多言語による「外国人のための生活ガイドブック」を作成し情報提供を図ってきました。また、外国人観光客などへの情報として、観光ガイドブックの多言語化などを進めてきました。さらに、K I F Aでは、日本の文化や習慣を楽しみながら理解できる多文化サロンや外国の料理教室などの事業を実施してきました。

今後も、行政情報や生活情報の多言語化や、やさしい日本語などによる情報提供の充実、市施設内や道路等の案内表示・標識の多言語化を図りつつ、本市で生活していく上で必要な知識やスキルを学ぶ機会を充実させていく必要があります。

(4) 地域の特性・個性にふさわしい国際交流の推進

本市で唯一の海外との姉妹都市であるカーメル市（アメリカ合衆国インディアナ州）の間では、友好訪問団の相互派遣や交換職員事業などによる交流を行ってきました。

これからの国際交流においては、国際親善の高揚と異文化理解を深めることで、多様性を尊重する意識を広げ、地域における外国人市民との共生による豊かな地域社会の創造につなげていくために、行政・K I F A・市民が連携し、姉妹都市をはじめ、様々な国や地域と今まで以上の友好連携など、ゆるやかなパートナーシップによる交流が身近に感じられるような取り組みが必要です。

第4章 ビジョンのめざす姿と基本方針

1. めざす姿

市民一人ひとりの国際感覚が養われるとともに、多様な文化や価値観を理解しあい、外国人市民との対等な関係を築きながら支えあつてともに暮らすまち

2. 基本方針

これまで、多くの地方自治体では「国際交流」を柱として地域の国際化を進めてきました。しかし、グローバル化の進展や人口減少社会において、外国人労働者の受け入れ拡大の方向を考えると、本市においても外国人市民の増加が想定されます。

前章で記したように、国においては平成18年(2006年)3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体自らが、多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施する際の方向性を示していますが、さらに、平成30年(2018年)12月には「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」として、多文化共生に向けて、国・府・市町村の役割分担を明確にした上で、具体的な対策が示されました。

このような状況から、本ビジョンは、これまでの本市の国際化施策計画で取り組んできた諸施策を踏襲しつつ、多文化共生社会の実現に重点を置いて策定しました。

今後は、これまでの国際交流を礎とする「多文化共生」を国際化の大きな柱として取り組むとともに、増加が見込まれる来日外国人観光客の誘客を図り、観光資源を生かしたインバウンドに取り組んでいきます。

そこで、本市では多くの外国人とのつながりを持ち、人権を尊重・保護・促進する本市の市民や事業主、行政に触れることによって、外国人が「また来たい」だけでなく、「学びたい」、「住みたい」、「人に薦めたい」と感じてもらえるように、取り組みを進めていきます。

そして、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを理解、尊重し合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことができるまちの実現を目指していきます。

【基本方針 1】

国際化に対応できる人材育成

グローバル化が進む社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、異

なる言語や文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新たな価値を創造する能力、持続可能な社会への貢献意識を持った人材の育成が重要となります。

そこで、国際理解を深めるための学習・研修会の開催等により、文化や価値観、生活・行動様式の多様性、そして人権の重要性を理解し、開かれた人間性を培います。さらに、異文化間のコミュニケーション能力に優れた人材の育成に努めます。

【基本方針 2】

幅広い国際交流の推進

外国の人々や外国での出来事が、自分たちとどう関わっているのかに目を向け、異文化との交流を通じて、外国と自分や地域とのつながりを実感し、世界の国々のことを知ろうとする行動を促進することによって、国際感覚を身に付けられるようにします。

そして、相手の国への関心が高まることで、ゆるやかなパートナーシップによる国際親善の進展や、グローバルな視点での貢献などへの思考を通じて、多角的、多面的な物の見方や考え方に触れることで、偏見を持たずに相互理解を深めるように努めます。

一方で、外国人市民も地域の様々な活動に参加し、市民と交流することにより人のネットワークが拡大します。そこから生まれる意識と感性が、地域社会における支え合いや、新しい活力となるように努めていきます。

【基本方針 3】

多文化共生のまちづくり

外国人市民にとって住みやすいまちは、多くの市民にとっても住みやすいまちになるとの視点に立つとともに、外国人観光客においてもやさしいまちとなるように、多文化共生を推進します。

そこで、外国人市民が地域で生活していくため、また、外国人観光客が安心して過ごせるように、多言語化の推進など必要となる基本的な環境を整えます。そして、外国人市民も地域社会の一員としてまちづくりに参加していくことにより、ヘイトスピーチを許さず、国籍、民族、宗教、文化の違いを越え、理解、尊重し合い、支え合いながら共に地域で暮らしていける差別のないまちを目指していきます。

また、このような取り組みにより、本市において培われてきた歴史や文化、自然などの良さを再認識し、外国人市民と共有することで、お互いにまちへの愛着心も深まります。

そうしてできた市民と外国人市民との絆を、誰もが住みやすいまちづくりにつなげます。

3. 重点テーマ

《基本方針における重点テーマと取り組み一覧》

基本方針	重点テーマ	取り組み
1. 国際化に対応できる人材育成	(1) 国際理解教育の推進 ・多文化共生を担う人材の育成	① 国際理解教育の充実
		② 多文化共生の理解の促進
		③ 多文化共生を推進する人材の育成
	(2) 外国語教育の推進	① コミュニケーション能力の育成 ② 外国語に触れる機会の充実
2. 幅広い国際交流の推進	(1) 市民主体の国際交流の推進	① 姉妹都市との市民交流の促進
		② 市民・民間団体等の海外交流
		③ 外国人市民と市民との交流促進
		④ 国際交流センターの運営による市民活動の推進
(2) 教育機関等における交流の推進	① 国際交流機会の充実	
3. 多文化共生のまちづくり	(1) 多言語による行政・生活・観光情報の提供	① 多言語による行政手続きや観光案内の実施、冊子の作成
		② 国や大阪府、公益関係機関や団体が提供する暮らしに関する情報の活用
		③ 多言語によるホームページでの情報提供
		④ 行政情報、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記の推進
		⑤ 多言語情報コーナーの設置
	(2) 外国人市民コミュニティへの支援 (日本語教育機会の確保等)	① 日本語教室の実施
		② 日本語学習支援者の育成
		③ 多言語による相談体制の充実
	(3) 外国人児童生徒の教育支援体制整備	① 自らのルーツを元にした多文化理解と保護者のサポート
		② 本人の意思と能力に応じた進学支援
		③ 外国人児童生徒への日本語学習の支援
		④ 学校施設の表示や配布物の多言語化及びやさしい日本語表記
	(4) 医療・保健・福祉情報の提供とサポート	① 医療・保健・福祉関連情報の充実
		② 「大阪府医療機関情報システム」等の案内
		③ 医療・保健・福祉における外国人市民等のサポート
		④ 外国人市民等の救急対応
	(5) 防災情報の提供と防災意識の啓発	① 災害時に提供する情報の多言語化
		② 防災・災害対応に関する意識の啓発
(6) 外国人市民の就労支援と雇用関係者への意識啓発	① 関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供	
	② 雇用関係者への意識啓発	